

「錦町 結婚新生活 支援事業」

新婚さん

新生活を応援します



~新婚世帯の新居の住居費・引越費用を補助します~



対象となる世帯

- ★1~⑥をすべて満たす世帯が対象
- ①令和5年3月1日から令和6年3月 31日までの間に婚姻届を提出し受 理された世帯
- ②ご夫婦ともに婚姻日における年齢が 39歳以下の世帯
- ③直近の所得証明書を基に、ご夫婦の 合計所得金額が500万円未満であ る世帯
- ④申請日においてご夫婦ともに、取得または賃借した錦町内の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所としてあること
- ⑤町税等の滞納がない世帯
- ⑥過去にこの制度に基づく補助を 受けたことがない世帯

申請期限

☆令和6年3月31日

対象となる費用

✿住居費

- 新規の住宅取得費用 (改修、増改築等リフォーム費用 を含む)
- ・新規の住宅賃借費用 賃料(1ケ月分) 敷金・礼金 共益費(1ケ月分) 仲介手数料
- ✿引越費用
- ・引越業者や運送業者へ支払った費用

令和5年4月1日から令和6年3月 31日までの間に支払われたもの

補助の上限額

☆ご夫婦共29歳以下:60万円上限 ご夫婦共39歳以下:30万円上限 (住居費と引越費用の合算)

※詳しい内容は町のホームページでご確認ください。 ※申請の際には、事前にご相談ください。



<問い合わせ先> 錦町役場 住民福祉課 住民係 ☎0966-38-1112